

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和2年 5月12日（火） 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場3階 全員協議会室

3. 出席委員（14名）

農業委員

5番 鷹巣 礼子（会長）

2番 藤 勝徳（副会長）

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員（0名）

番

農業委員

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用
集積計画について

議案第2号 農地法第3条による許可申請について

議案第3号 農地法第5条による許可申請について

議案第4号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び
令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第1号 農地法第5条による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 勝則

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

議 長	【開会のあいさつ】 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和２年５月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、全員出席ですので、篠栗町農業委員会会議規則第６条の規定により、本日の総会は成立しております。 【議事録署名人の指名】 次に、議事録署名人ですが、 篠栗町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により １番：藤 憲作 委員 ３番：藤 好信 委員 をお願いします。 【会議書記の指名】 また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。 【日程の説明】 本日の日程についてですが、まずは議案第３号について現地確認に向かいます。現地から会議室に戻って、議案第１号、議案２号、議案３号及び議案第４号について審議し、報告第１号、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。
議 長	【現地確認】 それでは早速ですが、現地確認にむかいますので表玄関にお集まりください。
全委員	【現地確認に向かい現地説明】 【全員帰庁、審議再開】

議 長	議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】 それでは、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】 それでは、事務局より説明いたします。議案第 1 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定） 1 件となります。 議案書は 1 ページをご覧ください。 篠栗町長より、令和 2 年 4 月 2 5 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、新規 1 筆、合計面積 2,431 m² (0.2ha) です。 【議案書の朗読】 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。 ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。 ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。 ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

	以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。 説明は以上です。
議 長	【議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】 ありがとうございました。 議案第 1 号について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第 1 号について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」は、原案のとおり決定いたします。
議長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】 それでは、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】 議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。 議案第 2 号審議番号 2 については、委員の同居人が申請人であります。 これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのまま結構ですが、採決時には退室いただくことになります。議長からご案内します

ので、その際は退室をお願いいたします。

「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は 2 件となっております。

議案書 2 ページをご覧ください。

令和 2 年 4 月 2 0 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。

【議案第 2 号 審議番号 1 の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は 2,525 m² となっています。

農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。

次に審議番号 2 について説明します。

議案書 5 ページをお開きください。

令和 2 年 4 月 2 4 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。

【議案第 2 号 審議番号 2 の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転（売買）が目的となっております。面積は 7,369 m² となっています。

	農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超過しており、全ての許可要件を満たしております。 事務局からの説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 審議番号1について地元農業委員の松田委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。
9 番 (松田 委員)	特にありません。
議 長	ありがとうございました。 審議番号2について地元農業委員の萩尾委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。
10 番 (萩尾 委員)	特にありません。
議長	【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】 議案第2号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問なし】 それでは採決いたします。 「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」審議番号1について賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】

	出席委員全員賛成により、議案第２号審議番号１については、原案のとおり決定いたします。 つづきまして審議番号２について審議、採決いたしますので呑山 辰巳委員は退室をお願いします 【呑山 辰巳 委員 退室】 議案第２号審議番号２について賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】 出席委員全員賛成により、議案第２号審議番号２については、原案のとおり決定いたします。 呑山 辰巳 委員は入室してください。 【呑山 辰巳 委員 入室】
議 長	【議案第３号 農地法第５条の規定による農地転用許可申請について 審議】 それでは、「議案第３号 農地法第５条の規定による農地転用許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第３号 農地法第５条の規定による農地転用許可申請について 説明】 「議案第３号 農地法第５条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。 当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。

	本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。 議案書 9 ページをご覧ください。 【議案第 3 号 審議番号 1 朗読】 こちらは令和 2 年 4 月 2 4 日に受理したものです。 転用理由は「特別養護老人ホーム」となっております。申請人は現在県内で介護事業を行っており、このたび町が実施するプロポーザルで決定した事業者です。県による整備計画も認定されています。そのため今回の申請となったものです。 次に、農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「1 0 ha 以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第 2 種農地」に該当いたしました。 今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課及び福岡県との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。
議 長	ありがとうございました。 地元農業委員の藤好信委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。
3 番 (藤 委員)	地元への協議、説明は受けています。

議 長	【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について採決】 議案第 3 号に関し、皆さんから他にご意見、ご質問はありませんか。 【質問なし】 それでは採決いたします。 「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」審議番号 1 について賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】 出席委員全員賛成により「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」については、原案のとおり出席委員全員賛成との意見を付して県知事へ進達いたします。
議 長	【議案第 4 号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度目標及びその達成に向けた活動計画】 審議 それでは引き続き、議案第 4 号について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第 4 号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度目標及びその達成に向けた活動計画について説明】 それでは議案第 4 号「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度目標及びその達成に向けた活動計画」について説明いたします。 議案書は 24 頁から 35 頁になりますのでご覧ください。

	本計画の作成につきましては、農地法及び農林水産省通達による方法で作成しています。農業委員会の適正な事務実施に伴い、近年、農業委員会に対して法の公正・公平な運用に問題がある旨の指摘がなされており、このことを踏まえ「農地改革プラン」及び「改正農業委員会法」においては、新たな政策の報告を示すことに加え、農業委員会についても、その事務が的確に実施されることを確保するため、条件整備がなされております。この「農地改革プラン」や「改正農業委員会法」の報告に沿って新たな政策が展開されることに先立ち、その運用を担う農業委員会の事務の点検・検証、一人一人の農業委員及び農地利用最適化推進委員の意識改革等のために策定するものです。 本議案に関しましては、本日の総会で採決をいただき、篠栗町ホームページに掲載し公表するものです。 それでは、原案について説明いたします。 【議案書の朗読】 概要をご説明しますと、令和元年度に掲げた目標に対する振り返りを行い、それを踏まえて令和２年度目標を立てる、というものです。 以上です。
議 長	【議案第４号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和２年度目標及びその達成に向けた活動計画について説明】 議案第４号について、何かご意見ご質問はありませんか。 【意見・質問等なし】

	それでは採決いたします。 議案第４号について、原案を篠栗町ホームページに掲載することに賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】 議案第４号については、原案のとおり篠栗町ホームページへ掲載することと決定いたします。
議 長	【報告第１号 農地法第５条の規定による農地転用届出について 報告】 それでは、報告第１号について、事務局から報告をお願いします。
事務局	【報告第１号 農地法第５条の規定による農地転用届出について 報告】 はい、それでは報告第１号 農地法第５条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は４件となっております。 議案書３６ページをご覧ください。令和２年４月９日に受理したものです。 【報告番号１ 朗読】 報告番号１については以上となります。 続いて、報告番号２について説明します。 議案書４３ページをご覧ください。令和２年４月１７日に受理したものです。 【報告番号２ 朗読】 報告２については以上となります。

	続いて、報告番号 3 について説明します。 議案書 50 ページをご覧ください。令和 2 年 4 月 17 日に受理したものです。 【報告番号 3 朗読】 報告 3 については以上となります。 続いて、報告番号 4 について説明します。 議案書 57 ページをご覧ください。令和 2 年 4 月 24 日に受理したものです。 【報告番号 4 朗読】 報告 4 については以上となります。 ただいま、報告番号 1 から 4 まで個別に説明いたしましたが、 これらの申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。 書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。 事務局からは以上です。
議 長	他に報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。 【意見、質問等なし】 報告第 1 号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。

	引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局	【事務連絡】 ・特になし 事務局からは以上です。
議 長	皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。 【特に意見等なし】 それでは、これで令和２年５月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。